

吉田町監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年11月12日

吉田町監査委員 伊藤利勝

吉田町監査委員 大塚邦子

監査の種別	監査の対象（所管）
定期監査	さくら保育園、さゆり保育園、すみれ保育園、わかば保育園（所管 社会福祉課）
<p>【指摘事項】（平成26年8月21日 吉監第20号）</p> <p>各保育園の消防計画において火災予防上の自主検査を別表1（日常）・別表2（定期）に基づき実施することとなっている。（消防法施行規則第3条）</p> <p>(1) 自主検査項目について</p> <p>別表1の自主検査表の検査項目と各保育園における自主検査表（別表1の表記はない。）の点検項目が一致していない。別表1に記載されていない消防用設備関係及び避難関係の検査項目が各保育園の自主点検表に含まれているが別表1・自主検査項目の追加・変更などを行ない、実態との整合性を図るべきである。</p> <p>(2) 検査実施日について</p> <p>さくら保育園及びさゆり保育園、すみれ保育園においては別表1の検査実施日が<u>毎日</u>となっているにも係らず、自主検査は月単位で実施されているのみである。ただし、さゆり保育園の別表1の自主検査表において実施は<u>月単位</u>となっている。また、わかば保育園については、検査実施日が<u>毎月</u>となっており、月単位で実施されている。</p> <p>従って、消防計画と現在の実態との整合性を図る上でも消防計画・項目第3 火災予防上の自主検査において別表1の検査実施日を<u>毎月</u>と変更するか、現行の消防計画に基づいて毎日、自主検査を行なうかのいずれかを選択すべきである。</p>	

上記(1)及び(2)で述べたとおり、各保育園において消防計画と実態が乖離しており、整合性が図られていない。従って消防計画に基づいて自主検査が実施されているとは認めがたい。

各保育園の防火管理者（園長）は、消防計画の趣旨を良く理解し、消防法関連法令の遵守に努め、消防計画に基づいて適切な防火管理業務に当たられたい。

【措置の内容】（平成 26 年 10 月 28 日 吉社第 1677 号）

- 1 消防計画中、第 3 火災予防上の自主検査のうち、検査対象別表 1 にかかる検査実施日の表記を「毎日」に統一し、別表 1 による自主検査を毎日行うこととした。
- 2 各保育園の防火管理者（園長）に対し、別表 1 が日常点検を目的としたものであることを説明し、以後の防火管理業務が適切に行われるよう指導した。